

平成一二年一一月二四日言渡 同日交付 裁判所書記官

平成八年（ワ）第一〇号 診療報酬請求事件

判決

盛岡市山岸一丁目二番四六号

原告 外川正

右訴訟代理人弁護士 山中 邦紀

右訴訟復代理人弁護士 高橋 耕

右訴訟代理人弁護士 佐々木 良博

東京都港区新橋二丁目一番三号

被告 社会保険診療報酬支払基金

右代表者理事長 末次 彬

右指定代理人 近藤 裕之

同 渡邊 敬治

同 菅 弘美

同 多田 英臣

同 苅宿 日登志

右代理人幹事長 川本 務

主文

一 被告は、原告に対し、金二四〇〇円及びこれに対する平成八年二月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

事実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 主文と同旨

2 仮執行の宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

3 仮執行免脱の宣言

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 当事者

（一）原告は、肩書住所地に外川歯科医院を開設している歯科医師である。同医院は、岩手県知事から健康保険法所定の保険医療機関の指定を受けている。

（二）被告は、社会保険診療報酬支払基金法によって設立された公法人であり、政府又は健康保険組合などの保険者が健康保険法その他の法律の規定に基づいてする診療の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療の給付を担当する病院、診療所、医師らの者に対して支払うべき費用の支払を

し、その中で、診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行っている。

2 原告の診療行為

原告は、吉田真喜子(以下「吉田」という。)及び阿部悦子(以下「阿部」という。)に対し、以下のとおりの処置を施した(以下、吉田及び阿部に対する各治療を「本件各治療」という。)

(一) 吉田に対する処置

原告は、吉田に対し、平成五年一月二〇日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症(辺縁性歯周炎)及び齲蝕の治療を行ってきていたが、平成七年四月二五日及び同月二七日に古い冠を除去したところ、冠に隠れていた虫歯部分に接する一部歯肉に炎症が認められ、その部分の歯肉は、発赤し、軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。そのため、前歯三歯は感染根管(口腔内細菌により、歯髄が感染を受けて破壊をきたし、悪臭を有する腐敗髓のある根管)の状態にあったので、これに対する治療を開始し、その後、来院の度に歯周ポケットの清掃を行った。

原告は、同年六月六日、吉田に対し、歯槽膿漏の処置を行うとともに、右上一番、同二番及び左上一番の各歯(以下、単に「右上一番」「左上一番」等という。)について、被覆冠(歯冠に被せる人工の装着物)を装着した(以下、この被覆冠を「本件被覆冠(一)」という。)。原告が本件被覆冠(一)を装着したのは、右三歯について、根管充填の治療を行い、メタルコア(支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合に、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体)の印象採得(口腔内の型を採ること)をしたことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めるためであった。なお、原告は、同日、吉田に対し、歯ブラシによる歯肉のマッサージ方法を指導した。

原告は、同月一二日、歯槽膿漏の処置を行い、同月一三日、前記感染根管治療により歯肉根面が平滑となっていること確認し、また、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯肉の出血しやすい状態が改善したことを確認した。原告は、これらの点から、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく、直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで、原告は、同日、右上一番、同二番及び左上一番の三歯並びに同年五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番に対し、メタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠の印象を採得し、更には、右四歯について、細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため、被覆冠を新たに作成して装着した。そして、同年六月二三日には、右四歯について、硬質レジン前装冠(唇面を合成樹脂で白く覆った鑄造冠)を装着した。

(二) 阿部に対する処置

原告は、阿部に対し、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症(辺縁性歯周炎)及び齲蝕の治療を行ってきていたが、平成七年七月四日、右四番ないし同六番の古いブリッジ(歯牙欠損部の補綴法の一つで、一歯または数歯

の欠如に対して、残存歯の歯冠及び歯根に支台装置を施し、欠如部には欠如歯に近い人工歯を作り、これと支台装置を連結して、その形態、機能、外観を回復するもの)を除去したところ、古いブリッジに隠れていた一部歯肉が発赤し、軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。しかし、古いブリッジの除去により、古いブリッジに隠れて清掃が困難であった部分に歯ブラシが到達するようになった。

そこで、原告は、同日、右上六番について、虫歯の処置を施した後、被覆冠を装着し（以下、この被覆冠を「本件被覆冠（二）」という。）、また、右上四番について、感染根管の処置を施し、根管充填を行った。さらに、同月一二日には、右上四番のメタルコアの印象採得を行い、右上四番及び同五番の欠損部について、ブリッジ形態の被覆冠を装着した（以下、この被覆冠を「本件被覆冠（三）」といい、本件被覆冠（一）及び同（二）と併せて「本件各被覆冠」という。）。

本件被覆冠（二）の装着は、象牙質露出による歯の疼痛を防止するとともに、感染を防止し、また、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めるためであり、本件被覆冠（三）の装着は、右上四番について、メタルコアの印象を採得したことから、メタルコア装着までの間、被覆冠を装着することによって、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めるためであった。

なお、原告は、阿部に対し、歯ブラシが歯周ポケットに到達していることを確認しながら磨く歯磨きの方法を指導した。

原告は、同月一九日、右上四番、同六番及び同五番欠損部歯肉に対し、再評価として、歯周探針で歯面を擦過してプラークの付着状態を確認し、視診により歯肉の炎症症状の改善度を確認し、歯周探針で根面を擦過して根面の平滑の程度を確認し、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態を確認する等の検査を行った。原告は、右検査の結果、右上四番、同六番にプラークの付着はなく、歯肉の発赤は消滅し、根面は平滑であり、歯肉の出血しやすい状態は改善されたことが確認されたため、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態でなく、直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで、原告は、同日、右上四番についてメタルコアを装着するとともに、右上四番ないし同六番についてブリッジの印象を採得し、右三歯について、歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため、被覆冠を装着した。

そして、原告は、同月二八日、右三歯について、ブリッジを装着した。

3 歯周治療用装置として点数が算定されるための要件

本件各治療当時、歯周治療用装置について、保険医療機関等が保険者に対して請求できる診療報酬の額は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号、以下「算定告示」という。）により、被覆冠一歯につき五〇点とされ、これは治療計画書に基づく場合に算定するものとされていた。そして、右算定告示の解釈を示すものとして、「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項につ

いて（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号、以下二五号通知」という。）は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件を、（１）治療計画書に基づくこと、（２）最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、すなわち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと、（３）残存歯の保護と咬合の回復のために行われることとしていた（以下、右（１）ないし（３）の要件をそれぞれ「本件要件（１）」「本件要件（２）」「本件要件（３）」といい、これらの要件を併せて「本件三要件」という。）。

4 本件三要件の該当性

（一） 本件要件（１）について

前記２のとおり、原告は、吉田については平成五年一月二〇日に、また、阿部については平成六年一月一九日に、それぞれ治療計画書を作成の上、本件各治療を行ってきた。

したがって、本件各被覆冠は本件要件（１）を充たしている。

（二） 本件要件（２）について

（１） 吉田に対する被覆冠の装着について前記２（一）のとおり、吉田に対する治療行為においては、平成七年六月二三日に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、同月六日に装着した本件被覆冠（一）はそれ以前の段階で装着されたものである。

したがって、本件被覆冠（一）は本件要件（２）を充たしている。

（２） 阿部に対する被覆冠の装着について

前記２（二）のとおり、阿部に対する治療行為においては、平成七年七月一九日に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、同月四日及び同月一二日に装着した本件被覆冠（二）及び同（三）はそれ以前の段階で装着されたものである。

したがって、本件被覆冠（二）及び同（三）は本件要件（２）を充たしている。

（三） 本件要件（３）について

前記２（一）、（二）のとおり、本件各被覆冠の装着はいずれも残存歯の保護と咬合の回復のために行われたものである。

したがって、本件各被覆冠は本件要件（３）を充たしている。

（四） まとめ

以上により、本件各被覆冠は、いずれも本件三要件を充たしているから、原告は、被告に対し、本件各被覆冠の装着に係る技術料につき、以下のとおり、合計二四〇〇円の診療報酬を請求する権利を有している。

（１） 吉田について 一三五〇円

ただし、五〇点×三歯×九円（社会保険本人の一点あたりの単価）

（２） 阿部について 一〇五〇円

ただし、五〇点×三歯×七円（社会保険家族の一点あたりの単価）

5 被告の対応

本件各診療につき、原告が、被告の従たる事務所である岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所に対して診療報酬の請求を行ったところ、被告の岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会は、原告の右報酬請求を否認して、いわゆる減点査定を行った。そして、それに基づき、被告は、前記4（四）の診療報酬の支払をしなかった。

6 よって、原告は、被告に対し、健康保険法四三条の九第四項、国家公務員共済組合法五五条五項、社会保険診療報酬支払基金法一三条一項二号に基づく診療報酬請求として、右未払金額合計二四〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日翌日である平成八年二月二日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 請求原因に対する認否

- 1 請求原因1は認める。
- 2 同2は知らないし否認する。
- 3 同3は認める。
- 4 同4は争う。
- 5 同5は認める。

三 被告の主張

1 本件要件（1）について

（一） 治療計画書の記載

（1） 吉田について

原告の作成した吉田に関する平成五年一月二〇日作成の治療計画書には、本件被覆冠（一）に係る右上二番、同一番及び左上一番に対する治療計画として「除石」「RCT」との記載をしているだけであり、本件被覆冠（一）については何らの記載もない上、カルテにも本件被覆冠（一）の装着が予定されていたことをうかがわせる記載はない。

また、除石やRCT（根管内容物の除去、根管清掃を行うこと）は、歯周病や齲蝕症の基本的治療であって、これらの処置から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているということとはできない。

（2） 阿部について

原告の作成した阿部に関する平成六年一二月一九日作成の治療計画書には、本件被覆冠（二）にかかる右上六番並びに本件被覆冠（三）にかかる同五番及び同四番に対する治療計画として「除石」「ブリッジの装着」との記載をしているだけであり、歯周治療用装置については何らの計画も立てていない上、その後も右治療計画書の修正を全くしていない。また、カルテにも右各被覆冠の装着の予定は記載されていない。

そして、前記（1）のとおり、除石の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているということとはできないし、ブリッジの装着が予定されている場合にも常に歯周治療用装置が用いられるわけではないから、これらの記載から当然に歯周治療用装置の装着が予定されているということとはできない。

(二) 歯周治療の実態

(1) 前提

発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う歯周治療用装置は、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために大きな意義をもっている。したがって、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要があり、歯周治療用装置の装着後も歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）や歯周外科治療等が行われるのが医学常識である。

(2) 吉田について

吉田の右上二番、同一番及び左上一番については、精密検査後、一連の歯周初期治療（除石）、再評価検査、歯周疾患指導管理が行われ、途中で修復物が除去されているが、右治療期間中は、治療用被覆冠は一切用いられず、逆に治療用のものではないTEK（暫間被覆冠）が用いられるなどしている。そして、最終的治療としてのメタルコアの印象採得が行われる段階に至ってから本件被覆冠（一）が用いられているのであり、このような治療経過は、治療計画書に基づく治療とはいえない。

(3) 阿部について

原告は、阿部に対しても、歯冠修復を行う最終段階になって本件被覆冠（二）及び同（三）を装着しているのであるから、右は治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものということとはできない。古いブリッジを装着したまま歯周治療を続け、これを除去して新たなブリッジの装着に取りかかる段階で発赤箇所が見つかったとして、急遽、治療用被覆冠を装着するなどということは、治療計画書に基づく治療とはいえない。

2 本件要件（2）について

(一) 吉田について

本件被覆冠（一）の装着はメタルコアの印象採得と同時にされており、メタルコアは最終的な修復物（吉田については硬質レジン前装冠）の支台鑄造物であって、前装冠の装着と一体不可分のものであるから、まさに最終的治療の一環にほかならない。そして、本件被覆冠（一）が用いられたのは、メタルコアの印象採得から次回の受診日までのわずか一週間にすぎない。したがって、本件被覆冠（一）は、最終的治療を行う段階で用いられたものであるから、本件要件（2）を充たしていない。

(二) 阿部について

本件被覆冠（二）は、右上六番について、古いブリッジ除去後、新たなブリッジの印象採得及びその装着のための歯冠形成を行うわずか一週間前に装着されたものである。また、本件被覆冠（三）は、メタルコアの印象採得と同時に、しかもそのわずか一週間後に新たなブリッジの印象採得を控えた時期に装着されたものである。右時期には、除石やプラーク除去といった歯周治療のための一連の処置はすべて終了していた。このような歯周治療の終了した最終的治療に入る段階で装着された右各被覆冠は、メタルコアやブリッジの印象採得、装着といった最終的処置の

一環としてこれに含めて評価されるべきものであるから、本件要件（２）を充たしていない。

3 本件要件（３）について

（一） 吉田について

本件被覆冠（一）が歯周治療用装置としての被覆冠に該当するというためには、それが、咬合の回復と残存歯の保護のため、すなわち、歯周組織の維持、改善という歯周疾患の積極的治療のために用いられたものであることを要するところ、本件被覆冠（一）が装着された時点では、既に歯肉の状態は十分改善されていたものと見られるから、本件被覆冠（一）は、最終的治療と独立の歯周治療用のものではなく、むしろ、メタルコアないし最終的な修復物としての硬質レジン前装冠の装着までの間、一時的に歯の外観の審美性保持のために用いられた暫間被覆冠であると解すべきである。

（二） 阿部について

阿部の右上四番ないし同六番の歯肉の状態は、歯周初期治療を開始した平成七年一月一九日から同年七月四日に至るまで一環して良好に保たれていたものであり、また、同日ないし同月一二日の時点では、除石、プラークコントロールといった一連の歯周治療は既に終了していたのであるから、右各歯牙の歯肉の状態は格別の治療を要しない程度にまで改善されていたと見られる。したがって、右各時点で装着された本件被覆冠（二）及び同（三）は、歯周組織の維持、改善の目的で用いられたとはいえず、むしろ、最終的治療であるメタルコアやブリッジの印象採得、歯冠形成ないしこれらの装着までの短期間、ブリッジ除去後の歯牙の審美性や細菌感染防止を図る目的で装着された暫間被覆冠であると解すべきである。

4 二重評価

二五号通知においては、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」とされている。そして、その趣旨は、最終的歯冠修復がなされるまでの間、当該歯部がいわば穴のあいた状態となることが多いことから、歯の審美性を保持し、細菌感染を予防するため、一時的に被覆冠を装着するなどの必要を生ずることが通例である上、かかる場合の被覆冠は、最終的な歯冠修復等がなされるまでの短期間における暫定的措置としてなされるものであるから、費用も高額となることはないことや、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等については、これらの措置が採られることを見込んで、比較的高めの点数を設定していることなどを総合考慮して、歯冠修復等に係る暫間被覆冠等の一連の診療行為は、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の広義における歯冠修復等の医療行為に関する点数に含めて評価すべきものとしているのである。

本件被覆冠（一）は、前記２（一）、３（一）のとおり、最終治療である支台築造や硬質レジン前装冠装着に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であるから、その費用は、メ

タルコアの点数及び歯冠形成、印象採得、咬合採得の点数に含まれて評価されているというべきである。また、同様に、本件被覆冠（二）及び同（三）も、前記2（二）、3（三）のとおり、最終治療である鑄造歯冠修復等に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であるから、右各被覆冠の点数は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきである。

したがって、これらを独立の医療措置として点数評価することは、二重評価に当たり、相当ではない。

四 原告の反論

1 本件要件（1）について

（一） 歯周治療の実態について

歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復等の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。噛み合わせに問題がない患者においては、患者固有の噛み合わせをできるだけ変化させないようにするため、個々の歯の処置を進めながら歯周治療を行う場合も少なくなく、このような治療方法が採用された場合には、治療の進行した過程で歯周治療用装置が装着されることがある。

このように、歯周治療用装置の装着は、歯槽膿漏症治療の早期に装着することもあるものの、症例により、あるいは治療上の必要性に応じて、治療の進行した過程で行われる場合もあるのであって、本件各被覆冠の装着もこれに該当する。

（二） 治療計画書の記載について

治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいうが、その記載については、形式にとらわれることなく、カルテの中にでも、別紙にでも、大づかみに診療の流れを記入した実用的なメモ書きでよいこととされている。

したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はなく、その記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解される場合には、歯周治療用装置を装着した処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求が認められるべきであるし、実際にも認められてきている。以下のとおり、本件における治療計画書についてもこれが、当てはまる。

（1） 吉田について

吉田の治療計画書における右上一番、同二番及び左上一番の「除石」及び「RCT」という各記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的な処置をも含むものとして理解されるべきである。

そして、「除石」に伴っては、歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査といった具体的な処置が行われることが当然に予定されており、また、「RCT」に伴っては、古い冠の除去→歯冠部及び根管内の感染腐質の削除→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠（歯周治療用装置）

の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンスが行われることが当然に予定されている。

したがって、本件においては、「除石」及び「RCT」という治療計画書の各記載から右の各具体的処置が行われることは当然に理解し得るものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然に予定されているものというべきであるから、本件被覆冠（一）の装着は治療計画書に基づくものということができる。

（２） 阿部について

阿部の治療計画書における右上四番と同六番及び同五番欠損部の歯にかかる「除石」及び「ブリッジの装着」という各記載も、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置を含むものとして理解されるべきである。

そして、「除石」に伴っては、前記（１）記載の具体的処置が予定されており、また「ブリッジの装着」に伴っては、古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンスが当然に予定されている。

したがって、本件においては、「除石」及び「ブリッジの装着」という治療計画書の各記載から右の各具体的処置が行われることは当然に理解し得るものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然に予定されているものというべきであるから、本件被覆冠（二）及び同（三）の装着は治療計画書に基づくものということができる。

２ 本件要件（２）について

二五号通知が最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われた暫間被覆冠等についてのみ保険点数を認めたのは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠については、歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済みであることから、これについて独立した保険点数を認めないこととし、最終的な治療以外の暫間被覆冠についてのみ保険点数を認めることとしたものである。そして、右「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴までの間」とは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点までと解すべきである。

メタルコアは、歯冠修復物の土台となるものであって、歯冠修復物ではなく、保険点数も歯冠修復物とは全く別個に算定されることになっているから、メタルコアの印象採得をもって「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることは相当でない。

３ 二重評価について

メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台

形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、歯周治療用装置ないし暫間被覆冠とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材料や形態を異にしているだけでなく、治療ないし装着の目的や内容も全く異にしている。また、算定告示においても、メタルコアの費用としては、メタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用のみが含まれるとされている。

したがって、暫間被覆冠ないし歯周治療用装置の装着は、メタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であるから、暫間被覆冠ないし歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。

第三 証拠関係

本件記録中の証拠関係目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

理由

一 請求原因1、3及び5の各事実は当事者間に争いがなく、本件においては本件各被覆冠が算定告示及びその解釈通知である二五号通知の定める歯周治療用装置としての要件を充たしているか否かが問題となるところ、証拠（甲六ないし一七、二〇、乙九、一一、一二、一五ないし一八、二一、二三ないし二五、二八、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

1 本件における治療経過

(一) 吉田について

吉田は、平成五年一月六日、原告の経営する外川歯科医院に初診として来院し、左下奥歯の食事時の痛みを訴えた。

原告は、同日、レントゲン写真を撮影し、適応検査（歯周疾患の患者に対して治療計画に基づき治療を行うときに、精密検査前に行うプラークの付着状況の検査及び簡単なポケット測定等の検査）として、盲嚢の一点法の測定と、歯茎の色、腫脹の度合いの視診等を実施した。その結果、右上七番及び同四番ないし左上五番、右下八番ないし左下七番について歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）一度（なお、歯槽膿漏症は重症度により一度から四度に分類されている。）、右上四番、同二番、同一番、左上一番、同二番について、齶蝕症三度、慢性化膿性根尖性歯根膜炎（根突性歯周炎）等と診断した。また、同月一三日には、歯ブラシ指導等を行った。

原告は、同月二〇日、歯周疾患に対する精密検査（一般検査に加えて行う三点法以上のポケット測定検査、付着歯肉検査及び咬合の検査）を実施し、治療計画書に治療計画を記載した。その記載内容は、全体の歯茎につき「除石」、右上二番、同一番、左上一番、同二番、左下六番、右下六番の各歯につき「RCT（根管治療を示す。）」及び「前歯作り直す。」等であった。なお、原告が記載した治療計画書の書式は、岩手県保険医協会が作成したものであり、後記阿部に関するものも同様である。

原告は、平成六年六月七日まで、歯全体についての除石、歯槽膿漏の治療の他、抜歯や左下六番、右下六番の根管治療等を継続的に行ってきたが、吉田が通院しな

くなったため、同人に対する治療等を中断した。

原告は、平成七年四月一七日、吉田が再度来院したので、右上七番、同四番ないし左上五番等の各歯について、歯槽膿漏の処置を行うとともに、再評価検査を行い、レントゲン写真も撮影した。

原告は、同月一八日、左上二番の冠を除去して感染根管処置を行い、同月二五日、左上一番の冠を除去して感染根管処置を行い、さらに、同月二七日、右上一番、同二番の冠を除去して感染根管処置を行った。右の各冠を除去した際、予めレントゲン写真で判明していたとおり、根管の感染状態及び歯肉の炎症、出血しやすい状態が認められたため、その後、根管治療を繰り返した。そして、同年五月二四日、左上二番について、根管充填を行い根管治療を終えたが、歯肉に未だ炎症、発赤、出血しやすい状態があったため、咬合の回復、歯ブラシ効果を高め、歯根膜の廃用性萎縮を防止し、残存歯を保護する等の目的で、歯周治療用装置を装着した。

なお、この間、吉田の希望もあって、審美性の確保等を目的として、同月一〇日と一一日には左上一番、同月一六日には左上二番、同月二六日には左上二番及び右上二番、同月二九日にも左上二番及び右上二番、同月三〇日と三一日には右上二番、六月二日にも右上二番、同月五日には左上二番及び右上二番に、TEK（暫間被覆冠）を繰り返し装着した。

原告は、同月六日、右上一番、同二番、左上一番について、根管充填を行って根管治療を終了した。歯肉の炎症及び出血しやすい状態については、発赤、腫脹、排膿などの症状の改善傾向が確認されたが、未だ歯冠修復物の印象採得が可能な程度には至っていなかったため、歯磨きについての指導を行い、メタルコアの印象を採得するとともに、咬合を回復させて歯ブラシ効果を高め、歯肉の炎症を改善し、歯根膜の廃用性萎縮を防止し、残存歯を保護すること、及び審美性の維持等を目的として、本件被覆冠（一）を装着した。

原告は、同月一三日、右上一番、同二番、左上一番、同二番について、歯周探針で歯肉根面が平滑となっていることを確認し、また、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して、歯肉の出血しやすい状態が改善したことを確認し、さらに、視診によって発赤の改善を確認する等した。その結果、右四歯について、歯冠修復物の印象採得が可能な状態にあると判断した。そこで、本件被覆冠（一）及び左上二番の歯周治療用装置を外してメタルコアを装着し、硬質レジン前装冠の印象を採得し、審美性の確保や歯根膜の廃用性萎縮の防止等の目的でTEK（暫間被覆冠）を装着した。

原告は、同月二三日、右四歯について、硬質レジン前装冠を装着した。

（二） 阿部について

阿部は、平成六年一二月七日、原告の経営する外川歯科医院に初診として来院し、左上奥歯の詰め物が脱離して気になる旨訴えた。

原告は、同日、レントゲン写真を撮影し、適応検査などを実施した。その結果、右上七番、同六番、同四番ないし左上七番、右下八番、同七番及び同五番ないし左下五番、同七番の各歯について歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）一度等と診断した。

原告は、同月一九日、精密検査を実施し、治療計画書に治療計画を記載した。その記載内容は、全体の歯に除石を行うこと、左下三番、同四番等に「Cr（冠を装着するとの意）」、左下五番、同六番、同七番及び右上四番、同五番、同六番にブリッジを装着することなどであった。

そして、同日以降、平成七年六月ころまでの間、左下三番ないし同五番の根管治療及び冠の装着、右下五番ないし同七番のブリッジの装着等の治療を行った。

原告は、同年七月四日、右上四番ないし同六番の古いブリッジのダミーを切断し、右上六番の冠を除去したところ、歯肉の状態は発赤・腫脹・排膿などの改善傾向が確認されたが、未だブリッジの印象採得が可能な程度には至っておらず、特に右上五番には発赤があった。そこで、右上六番について、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めることを目的として、本件被覆冠（二）を装着し、また、右上四番について、根管内異物除去等を行うとともに根管充填を行い、歯ブラシ指導も行った。

原告は、同月一二日、右上四番のメタルコアの印象採得を行い、さらに、メタルコア装着までの間、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めることを目的として、右上四番に本件被覆冠（三）を装着し、本件被覆冠（二）と連結して、ブリッジ形態を完成させ、歯肉のマッサージも行った。

原告は、同月一九日、右上四番、同六番及び同五番欠損部歯肉に対し、再評価として、視診により歯肉の炎症の改善度を確認し、歯周探針で根面を擦過して根面の平滑の程度を確認し、歯周ポケットの中を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態を確認する等の検査を行った。その結果、右歯肉につき、ブリッジの印象を採得することが可能な状態にあると判断した。そこで、右上四番についてメタルコアを装着し「右上四番ないし同六番についてブリッジの印象を採得した。そして、右三歯について、歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため、TEK（暫間被覆冠）を装着した。

原告は、同月二八日、右三歯について、ブリッジを装着した。

算定告示及び二五号通知の内容

（一） 算定告示においては、歯槽膿漏症の治療方法について、昭和六〇年三月一日の算定告示の一部改正により、治療計画書に基づくもの（P・型と呼ばれるもの）と治療計画書に基づかないもの（P・型と呼ばれるもの）とに大別し、歯周疾患に対する計画的な指導管理を推奨する趣旨から、特定の治療（適応検査、精密検査など）については、治療計画書が作成された場合にのみ点数が算定されることとなった。

本件当時、算定告示においては、歯周治療用装置として保険医療機関等が保険者に対して請求できる診療報酬の額について、次のとおり定められていた。

「1被覆冠（一歯につき） 五〇点

注1 これらは治療計画書に基づく場合に算定する。」

右治療計画書の内容については、昭和六〇年二月一八日保険発第一一〇号により、

「臨床所見、症状に経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう。」と規定されていたが、その様式については特段の定めがなく、二五号通知においても、「治療計画書に関しては、治療上必要な事項を精密検査表に記載した場合療養上特記すべき事項を除き、治療計画書が診療録に付随するものとしてこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」と規定されていたため、本件当時、治療計画書と一体となったカルテの中に療法上の指導計画等が記載されていれば、必ずしも治療計画書自体にその記載がなくとも、治療計画書が作成されているものとする運用が行われていた。

なお、岩手県歯科医師会が作成し、その使用を推奨している治療計画書の様式は、全顎を六分割した欄に、・Pー除石、・歯周ポケット搔爬、・早期歯周外科手術、・FOP、・GーE c t、・補綴処置等の各番号を記入する形式となっている（甲一ニ、一三）。

（二） 本件各治療当時、二五号通知は、「4 歯周治療用装置」において、次のとおり定めていた。

「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう。」

（三） 本件当時、二五号通知は、「歯冠修復及び欠損補綴」の項の〈通則〉において、次のとおり定めていた。

「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる。」

二 前記一認定の各事実に基づき、本件各被覆冠が算定告示及びその解釈通知である二五条通知の定める歯周治療用装置の要件を充たしているか否かについて、以下検討する。

1 吉田及び阿部の両名に対する本件各被覆冠の装着は、原告において、カルテに臨床所見や症状を記載し、かつ、治療計画書に「除石」「RCT」「ブリッジの装着」等の記載をしているのであるから、このような記載内容から予定されていた治療として行われたものといえることができる。

また、原告は、吉田に対しては、平成七年六月六日に根管治療を終えたものの、未だ歯肉の炎症が歯冠修復物の印象を採得するのに十分な程度には改善されていなかったため、残存歯を保護すること等を目的として、本件被覆冠（一）を装着しており、阿部に対しては、同年七月四日に右上四番ないし同六番の古いブリッジのダミーを切断して右上六番の冠を除去したが、その時点では歯肉に炎症があり、ブリッジの印象採得が可能な程度には至っていなかったため、咬合の回復を図るとともに、残存歯を保護すること等を目的として、本件被覆冠（二）を装着し、同月一二日に右上四番について同様の目的で、本件被覆冠（三）を装着していることが明らかである。

右によれば、本件各被覆冠の装着は、いずれも、前記一２に認定した算定告示及びその解釈通知である二五号通知の定める歯周治療用装置としての要件を充たしているというべきである。

２ 被告は、前記１の判断と異なる主張をしているので、その当否につき、以下具体的に検討することとする。

(一) 「治療計画に基づく」との要件について

(１) 被告は、治療計画書にも、カルテにも、本件各被覆冠を装着する予定は記載されていないこと、治療計画書に記載されている「除石」や「RCT」は歯周病や齲蝕症の基本的治療であって、これらの処置から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているということはできないこと、及びブリッジの装着が予定されている場合にも常に歯周治療用装置が用いられるわけではないことなどを理由として、治療計画書の記載から見て、治療計画書に基づく治療とはいえない旨主張する。

しかしながら、前記一２認定のとおり、本件各治療当時、治療計画書の記載の程度やその形式については、「臨床所見、症状に経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう。」とされていたほか、算定告示やその解釈通知である二五号通知において、特段の定めがなされていたことも認められないから、算定告示における歯周治療用装置に関する「治療計画書に基づく」との要件について、臨床所見、症状に経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等を記載した治療計画書（カルテをも含む。）を作成することと、それに従った治療であることを要求する以上に、「歯周治療用装置の装着の予定そのものを治療計画書に記載していないときには歯周治療用装置としての点数を算定しない。」という趣旨までもも含んでいると解することはできないというほかない。

原告が、吉田及び阿部の両名について、カルテに臨床所見や症状を記載し、かつ、治療計画書に「除石」「RCT」「ブリッジの装着」等の記載をしていること前記一１認定のとおりであり、また、右認定の各事実に証拠（甲二〇、原告本人）及び弁論の全趣旨をも併せ考慮すれば、原告は、右各記載当時から当然に予定されていた歯周治療の一環として、本件各被覆冠の装着を行ったものと認めることができる。

右の諸事情を前提に判断すれば、本件各被覆冠の装着は、治療計画書の記載から見て、「治療計画書に基づく」治療であると解するのが相当であるから、被告の右主張は採用できない。

(２) 被告は、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要があることを前提として、本件各被覆冠の装着は、歯冠修復を行う最終段階になってから行われているから、歯周治療の実態から見て、治療計画書に基づく治療とはいえない旨主張する。

しかしながら、本件全証拠を精査しても、歯周治療用装置については、必ず歯周治療の早期の段階において装着されなければならないという医学上の根拠を認めることはできないし、算定告示の解釈通知である二五号通知も、歯周治療用装置の装着時期について、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」と規定するにとどまり、何ら限定をしていないこと前記一２に認定したとおりであ

り、また、原告が治療計画書作成当時から当然に予定していた歯周治療の一環として本件各被覆冠の装着を行ったことは、前記（１）に説示したとおりである。

右の諸事情を前提に判断すれば、本件各被覆冠の装着は、歯周治療の実態から見て、「治療計画書に基づく」治療であると解するのが相当であるから、被告の右主張も採用できない。

（二） 「残存歯の保護と咬合の回復のために行う」との要件について

（１） 被告は、本件各被覆冠の装着時において、歯周治療は既に終了しており、歯肉の状態は格別の治療を要しない程度にまで改善されていたと見られることを理由として、本件各被覆冠は、最終的治療であるメタルコアやブリッジの印象採得、歯冠形成、ないしこれらの装着までの短期間ブリッジ除去後の歯牙の審美性や細菌感染防止を図る目的等により装着された暫間被覆冠と見るべきであって、残存歯の保護と咬合の回復のためのものではない旨主張する。

しかしながら、吉田に対する本件被覆冠（一）の装着は、平成七年六月六日に同人に対する根管治療は終了したものの、未だ歯肉の炎症が歯冠修復物の印象を採得するに十分な程には改善されていなかったため、残存歯を保護すること等を目的として行われたものであり、また、阿部に対する本件被覆冠（二）の装着は、同年七月四日に同人に対する右上四番ないし同六番の古いブリッジのダミーを切断して右上六番の冠を除去したが、この時点で歯肉に炎症があり、ブリッジの印象採得が可能な程度には至っていないため、咬合の回復を図るとともに、残存歯を保護すること等を目的として行われたものであり、同人に対する本件被覆冠（三）の装着は、同月一二日に右上四番について同様の目的で行われ、本件被覆冠（二）と連結してブリッジ形態を完成させたものであること前記一 認定のとおりであるから、本件各被覆冠は、いずれも「残存歯の保護と咬合の回復を目的とする」ものであったと解するのが相当である。

よって、被告の右主張も採用できない。

（２） 被告は、右（１）の主張の根拠として、右装着に至る各診療日の診療録に、歯周疾患指導管理の結果として、歯肉の発赤、腫脹及び排膿が改善されたとの記載があることを挙げているが、証拠（甲六、七）によれば、右診療録への記載は、発赤、腫脹及び排膿のそれぞれにつき、「悪化・不変・改善」のいずれかに丸印をつける形式となっており、歯肉の状態を詳細に記載することや、その改善の程度をも明らかにする形式とはなっていないことが認められるのであるから、診療録への右記載内容は、改善傾向にはあったが未だ歯冠修復物又は欠損補綴物の印象採得が可能な程度に至っていない旨の原告の供述部分と必ずしも矛盾するものではないといふべきである。したがって、被告の指摘する右事実が認められるとしても、前記（１）の結論を左右するものではない。

（３） 被告申請の鴨井証人は、「最終補綴物装着の一七日程前に一週間程度装着した歯周治療用装置では、残存歯の保護と咬合の回復の目的を達することができないから、本件各被覆冠は審美性等を目的とした暫間被覆冠である」とし、一般的に歯肉炎あるいは歯周炎の治療について、歯周治療の開始から長期間を要するもので

あることを指摘しているが（乙二四も同趣旨）、右の理由によって、歯冠修復物あるいは欠損補綴物の装着から一七日程度前の段階に一週間程度装着した歯周治療用装置では残存歯の保護や咬合の回復といった機能を全く果たし得ないことの合理的な説明が尽くされていると認めることはできない。したがって、右証言等を考慮に入れたとしても、未だ前記（１）の結論を左右するものではない。

（三） 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件について

（１） 被告は、本件被覆冠（一）及び同（三）の各装着がメタルコアの印象採得と同時に行われていること、本件被覆冠（二）が右上六番について古いブリッジ除去後の新たなブリッジの印象採得及びその装着のための歯冠形成を行うわずか一週間前に装着されていることなどを理由として、本件各被覆冠の装着は、最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間に行われたとはいえない旨主張する。

（２） そこで検討するに、算定告示及び二五号通知において、歯冠修復の着手時期がどの段階であるのかは必ずしも明らかではないが、証拠（乙二一）によれば、算定告示は、「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「第1節 歯冠修復及び欠損補綴料」の中に（支台築造）という項目が設けられていること、及びメタルコアの印象採得については、メタルコアの築造に含めて評価することとしていることが認められ、右事実は、被告の主張する「算定告示はメタルコアの印象採得時をもって歯冠修復の開始時としている」ことを窺わせるものである。

しかしながら、歯周治療の経過・態様には千差万別のものがあると解されるところ、歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させるためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を装着する必要があるとの判断に至ることもあり得るところであり、本件において、原告も右のような判断に至ったものというべきこと前記一 認定事実からも明らかというべきであるが、歯冠修復の着手時に関する被告の右解釈を前提とすると、歯科医師は、右のような判断に至った場合、健康保険法上の費用として点数を認めてもらうため、メタルコアの印象採得ならばすることができるともかかわらず、これをせずに、歯周治療用装置たる被覆冠の装着のみを行った上で、患者を再度通院させ、歯肉の十分な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタルコアの印象採得を行うことができないということになり、右の結論は患者の通院回数を無用を増やすことになるといわざるを得ず、その不合理性は明白であって、二五号通知が右のような結論を是認しているとは考え難い。

そもそも、二五号通知が「最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間」との要件を設けた趣旨は、歯周治療が終了した後に最終的な治療としての歯冠修復を行うのが典型的な流れであることに着目した上で、歯周治療の目的のために装着される被覆冠に限るとの意を明示するところにあったと解するのが相当であるから、右のような判断に至った場合に、メタルコアの印象採得と同時に行う歯周治療用装置たる被覆冠の装着を排除する趣旨まで含んでいると解すべきではない。

そうすると、「最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間」という要件は、「残

存歯の保護と咬合の回復のために行う」との要件と一体となって、歯周治療の目的のために装着される被覆冠に限るとの意を明示したものにすぎず、「歯冠修復着手以降の被覆冠を一切認めない」という形で時期を限定するものではないと解するのが相当であり、算定告示自体、歯周治療用装置について、時期的に明確な限定を加えていないことも右の解釈を裏付けるものというべきである。

(3) 右のほか、本件各被覆冠が歯周治療の目的のために装着されたものであることは前記(一)(1)認定のとおりであるから(なお、前記一1認定のとおり、そもそも本件被覆冠(二)はブリッジの印象採得の一五日前に装着されたものである。)、被告の右主張も採用できない。

(四) 二重評価との点について

被告は、本件各被覆冠は、最終治療である歯冠修復等に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であることを前提として、その費用は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきであって、これらを独立の医療措置として点数評価することは二重評価に当たり相当ではない旨主張する。

しかしながら、本件各被覆冠は「残存歯の保護と咬合の回復をも目的とするものであって、専ら歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠でないことは、前記(二)に説示したとおりである。また、そうである以上、その費用がその後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数(メタルコアの点数及び歯冠形成、印象採得、咬合採得の点数)に含まれて評価されているとも言い難い。

したがって、被告の右主張も採用できない。

3 前記1及び2において検討したところによれば、本件各被覆冠は、算定告示における「歯周治療用装置」に該当するというべきである。

したがって、原告は、被告に対し、吉田につき一三五〇円〔五〇点×三歯×九円(社会保険本人の一点あたりの単価)〕、阿部につき一〇五〇円〔五〇点×三歯×七円(社会保険家族の一点あたりの単価)〕、合計二四〇〇円を請求する権利を有しているというべきである。

三 以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担について、民事訴訟法六一条を適用して(なお、仮執行宣言を付すのは相当でないから、これを付さないこととする。)、主文のとおり判決する。

(口頭弁論の終結の日 平成一二年八月二五日)

盛岡地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官 栗栖 勲

裁判官 細島 秀勝

裁判官 大澤 知子